

# 住友生命の 平準払終身保険

# ふるは〜とL

## 〈介護プラン〉

低解約返戻金型無配当介護保障終身保険

### 特徴

1

✓ ライフプランにあわせて、保険料または保険金額、保険料払込期間、払込方法を設定いただけます。

### 特徴

2

✓ 死亡・高度障害保障に加え、介護保障もご準備いただけます。

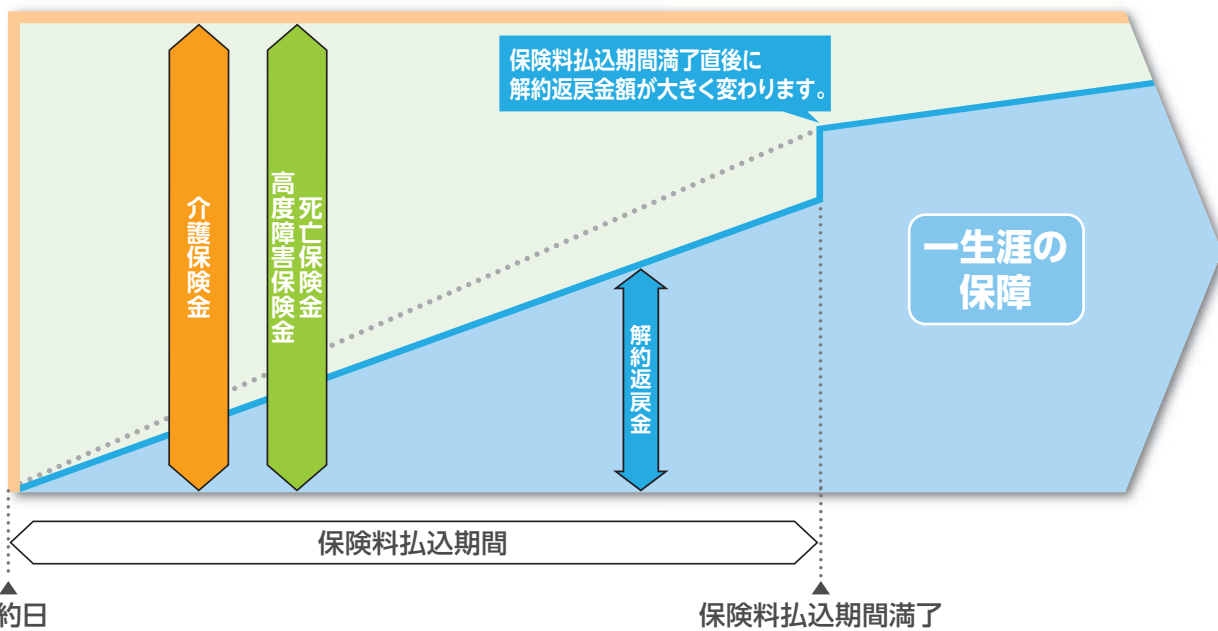
⚠ 死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金のいずれかをお支払いしたときは、ご契約は消滅します。

### 特徴

3

✓ 保険料払込期間満了後、将来の終身保障の全部または一部にかえて解約返戻金をお受け取りいただき、ご自身で使うこともできます。

### しくみ図(イメージ)



### ご契約の諸基準

契約年齢範囲 <sup>(※1)(※2)</sup>	15歳～75歳	最低保険金額	契約年齢 <sup>(※2)</sup>	15歳～49歳	50歳～59歳	60歳～75歳
保険期間	終身		最低保険金額	300万円	200万円	100万円
保険料払込期間 <sup>(※2)(※3)</sup>	5年～45年		【保険料を指定してお申し込みいただく場合】			
取扱単位	保険金建て：万円単位・保険料建て：千円単位		・上記の保険金額以上であればお申し込みいただけます。			
保険料払込方法	月払い・年2回払い・年1回払い・全期前納 <sup>(※4)</sup>		・ただし、上記の保険金額未滿となる場合でも、保険料払込期間が20年以上かつ下記の保険料以上であればお申し込みいただけます。			
保険料払込経路	口座振替扱い・クレジットカード扱い(月払いのみ)		保険料払込方法	月払い	年2回払い	年1回払い
		保険料	5,000円	30,000円	60,000円	
		最高保険金額 <sup>(※5)</sup>	【告知書扱い】			
			契約年齢 <sup>(※2)</sup>	15歳～39歳	40歳～75歳	
			最高保険金額	1500万円	1200万円	
			【上記以外】			
		契約年齢 <sup>(※2)</sup>	15歳～19歳	20歳～24歳	25歳～65歳	66歳～75歳
		最高保険金額	5000万円	2億円	3億円	1億円

(※1) 契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。  
(※2) 経済情勢等によっては、お取扱いできない年齢、保険料払込期間があります。(※3) 保険料払込満了年齢を30歳～80歳までの各歳で設定していただく必要があります。(※4) 全期前納とは保険料払込期間満了時までの年1回払保険料を全期間分お払い込みいただく方法です。(※5) 同一被保険者がすでに住友生命の商品に加入済の場合は、記載の金額までご加入いただけないことがあります。

⚠ この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

## 商品の概要

保障内容	●保障内容は以下のとおりです。	
	死亡保険金	被保険者が死亡された場合は死亡保険金をお支払いし、ご契約は消滅します。
	高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病により住友生命所定の高度障害状態(両眼の視力をまったく永久に失う等)になられた場合は高度障害保険金をお支払いし、ご契約は消滅します。
	介護保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病により住友生命所定の要介護状態になられ、その状態が継続して180日あると診断された場合は、介護保険金をお支払いし、ご契約は消滅します。 <b>※住友生命の要介護状態の判定基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。</b>
	保険料払込免除	被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故から180日以内に住友生命所定の障害状態(1上肢を手関節以上で失う等)になられたとき、以後の保険料のお払込みを免除します。
<ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金のいずれかをお支払いしたときは、ご契約は消滅します。</li> <li>●死亡保険金等のお支払いについて、受取人の故意によるものや、責任開始日または復活日から起算して3年以内の自殺によるもの等、お支払いできない場合があります。</li> <li>●ご契約によっては、保険料払込期間の途中で払込保険料累計額が死亡保険金額等を上回る場合があります。</li> </ul>		
付加できる主な特約	年金支払特約Ⅰ型	死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金の全部または一部を一時金にかえて年金としてお受け取りいただけます。
	リビング・ニーズ特約	被保険者の余命が6か月以内と判断されたときに、死亡保険金を前払請求することができます。
	指定代理請求特約	被保険者が受取人となる保険金などについて、受取人が請求できない住友生命所定の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が保険金などを請求することができます。
	年金支払移行特約	将来の終身保障の全部または一部にかえて、解約返戻金等を原資として年金でお受け取りいただけます。
解約返戻金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●この保険は、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%とされています。保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、解約返戻金を低く設定しない場合の金額と同額になります。ただし、保険料がすべて払い込まれている必要があります。</li> <li>●保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。</li> <li>●保険料払込期間中に解約されると、解約返戻金額は払込保険料累計額を大きく下回ります。</li> </ul>	
配当金	●この保険は剰余金の分配のない保険契約であるため配当金はありません。また、相互会社の「社員」としての権利(総代選出にあたっての信任投票権、総代会の招集を請求する権利など)がありません。	

## その他ご留意いただきたい事項

- この保険はクーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。
- 生命保険募集人は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う方で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して住友生命が承諾したときに成立します。
- 住友生命が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、ご契約の際にお約束した死亡保険金額等が削減されることがあり、その結果、死亡保険金額等が払込保険料を下回ることがあります。

**⚠** ご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」「ご提案内容説明書」を必ずご確認ください。詳細は住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

[募集代理店]

ほけん百花

いずみライフデザイナーズ株式会社

〒107-0052 東京都港区赤坂3-3-5 住友生命山王ビル9F  
Tel. 0120-880-167 (03-5549-6191) Fax. 03-5549-6195

[引受保険会社]

 **住友生命保険相互会社**

本 社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35  
電話(06)6937-1435(大代表)  
東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24  
電話(03)5550-1100(大代表)  
(ホームページ) <http://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索 